

宮崎海上保安部長公示 第1号

港則法第39条第1項及び同法第45条の規定により、次のとおり船舶の航行及び停泊を禁止する。よって、同法第39条第2項の規定により公示する。

令和8年1月9日

宮崎海上保安部長

宮崎港における航泊の禁止について

宮崎港内大淀川水面の下記区域において、不発弾処理作業が行われるため、作業期間中下記のとおり船舶の航行及び停泊を禁止する。

ただし、救助、捜索、その他警戒作業に従事する船舶を除く。

記

1 期 間

令和8年1月17日午前10時から不発弾処理作業が完了し、安全が確認されるまで

2 区 域 (別図参照)

宮崎市橘橋北端付近 (北緯31度54分24.78秒、東経131度25分17.94秒) の地点を中心とする半径400メートル円内のうち大淀川河川水面

3 その他の

作業中は、警戒船が配備される。

別図

